

「第2期村上市空家等対策計画」に基づく施策の実施について（令和6年10月～令和11年3月）

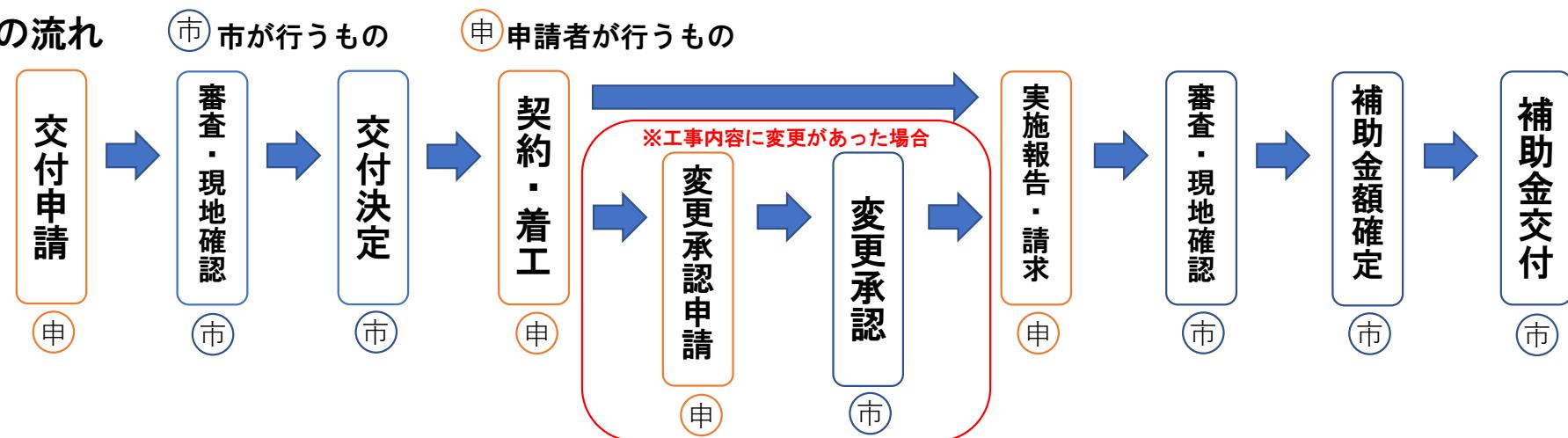
資料7－1

市内の空家等が増加しているなか、空家等解体費補助事業及び空家等を除却した土地に係る固定資産税の減免制度を導入することで、管理不全な空家等となる前に所有者等による自発的な解体除却を促進させ、市民の安全安心な生活環境の確保を図ります。

①村上市空家等解体費補助金

- ・補助金額 解体に要した経費（消費税を除く）の1／3又は20万円のいずれか少ない額
- ・対象空家等 村上市内にある1年以上居住その他の用途に使用されていない建築物であって次の全てに該当するもの
 - ① 公共事業等の補償の対象となっていないもの
 - ② 特定空家等と認定され勧告を受けていないもの
- ・補助対象者 空家等の所有者またはその相続人（その他要件あり）
- ・対象工事 村上市内の事業者が行う敷地全体を更地にする内容であって、令和6年10月1日以降に契約する工事

○申請の流れ

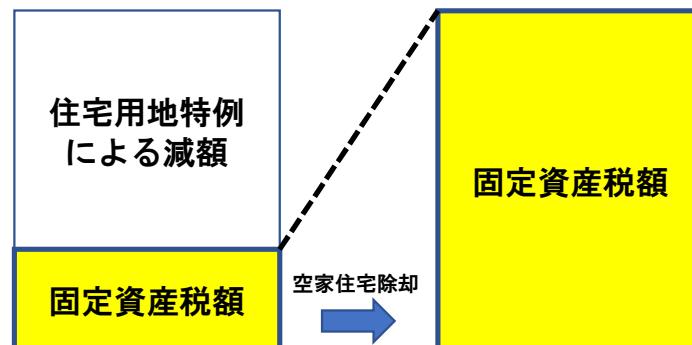


②空家等を除却した土地に係る固定資産税の減免

- ・対象空家 住宅（併用住宅を含む）である空家であって特定空家等と認定され勧告を受けていないもの
- ・減免税額 住宅である空家を除却した後のその土地に係る固定資産税について、通常の固定資産税額と、当該用地に住宅用地特例の適用があるものとみなして算出した固定資産税額との差額に相当する額

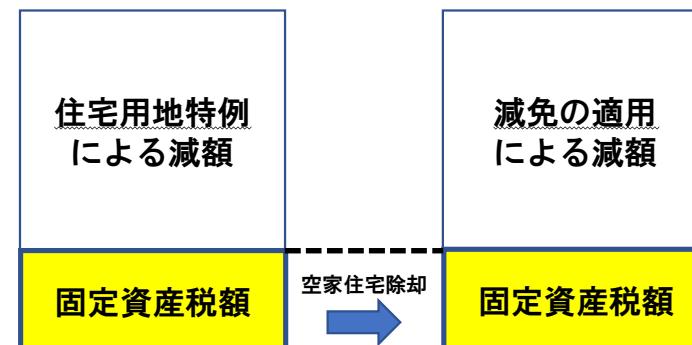
○減免税額のイメージ

◇空家である住宅を除却し、**減免適用がない**
場合のその土地にかかる固定資産税



住宅除却により住宅用地特例が外れるため、
正規の固定資産税額となる（税額が増える）

◇空家である住宅を除却し、**減免適用後の**
その土地にかかる固定資産税



3年度間は税額の変更なし

- ・減免期間 住宅である空家を除却した日の属する年の翌年1月1日を賦課期日とする年度から3年度間

○減免税額のイメージ（令和6年10月1日～12月31日の間に空家住宅を除却した場合）

